

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鯨井狭山線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
<p>狭山市広瀬東一丁目五九番二地 先から同市大字笹井字八木前二 九一九番一地先まで</p>	区 間
<p>八・三〇 二七・五〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三五〇一・一六</p>	延長 (メートル)
<p>一般国道二百九十 九号の一部移管に 伴う路線の延長。</p>	備 考